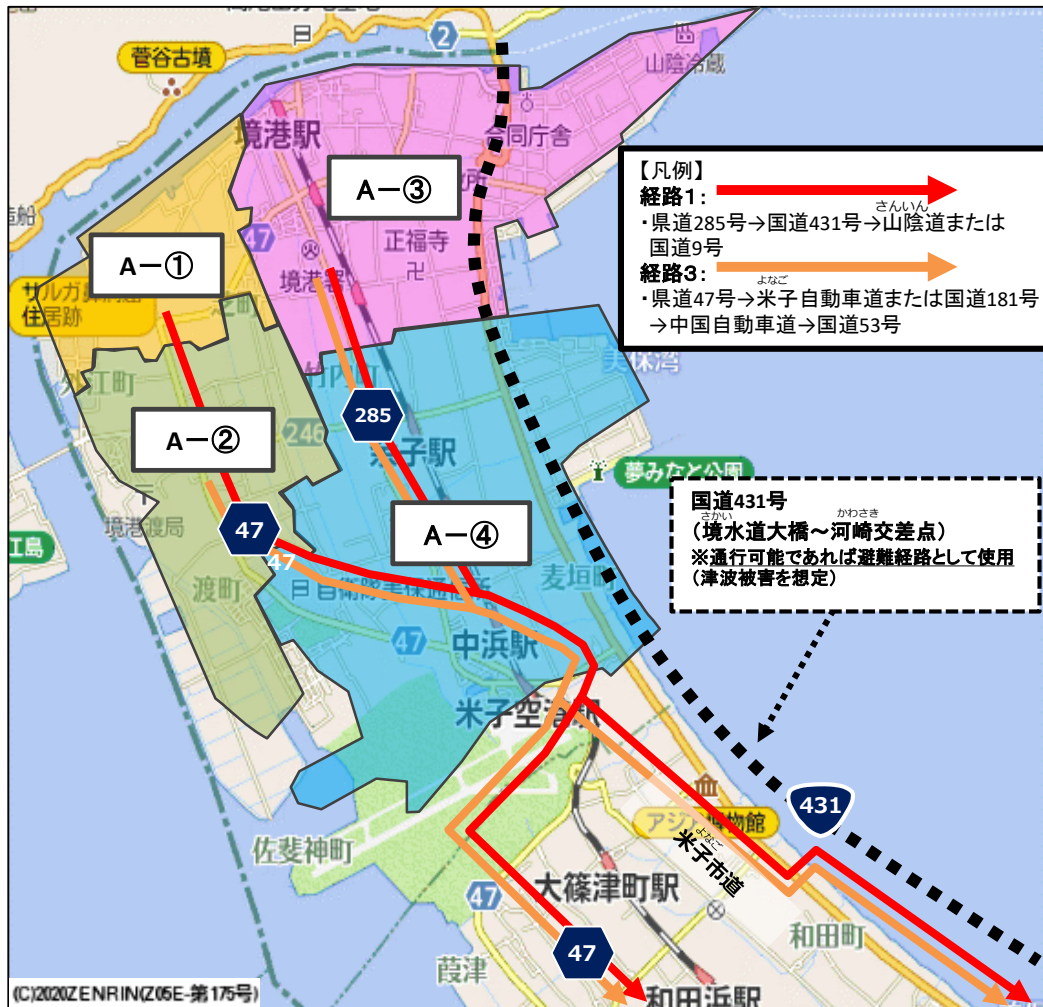


鳥取県境港市におけるUPZ内から避難先自治体（鳥取県内）までの主な経路①

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 弓ヶ浜半島の国道431号の一部区間(境水道大橋から河崎交差点)は、災害時、早期に道路状況等を確認し、通行可能であれば避難経路として使用



地区名: A-① (外江町、清水町、芝町、西工業団地、弥生町)
 【基本経路】
 経路1: 国道431号→山陰自動車道または国道9号

地区名: A-② (渡町、中海干拓地、夕日ヶ丘2丁目、森岡町)
 【基本経路】
 経路1: 夕日ヶ丘2丁目
 国道431号→山陰自動車道または国道9号
 経路3: 上記以外
 県道47号→米子自動車道または国道181号→中国自動車道→国道53号

地区名: A-③ (浜ノ町、大正町、松ヶ枝町、栄町、本町、未広町、相生町、朝日町、入船町、京町、日ノ出町、中町、東本町、東雲町、花町、岬町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、昭和町、上道町、中野町、福定町)
 【基本経路】
 経路1: 浜ノ町、大正町、松ヶ枝町、栄町、本町、未広町、相生町、日ノ出町、中町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、上道町、京町
 国道431号→山陰自動車道または国道9号
 経路3: 上記以外
 県道47号→米子自動車道または国道181号→中国自動車道→国道53号

地区名: A-④ (竹内町、誠道町、竹内団地、美保町、高松町、新屋町、麦垣町、幸神町、三軒屋町、小篠津町、財ノ木町、佐斐神町、夕日ヶ丘1丁目)
 【基本経路】
 経路1: 竹内町、誠道町、三軒屋町
 国道431号→山陰自動車道または国道9号
 経路3: 上記以外
 県道47号→米子自動車道または国道181号→中国自動車道→国道53号

(C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)

鳥取県境港市におけるUPZ内から避難先自治体（鳥取県内）までの主な経路②



- 【凡例】避難退域時検査場所候補地
- ① とうほく 東伯総合公園体育館
 - ② なかやま 中山農業者トレーニングセンター
 - ③ なわ 名和農業者トレーニングセンター
 - ④ こうふ 江府町立総合体育館
 - ⑤ ほうきちよう 伯耆町B&G海洋センター
 - ⑥ なば 旧那岐小学校
 - ⑦ だいせん 大山PA

- 【凡例】
- 経路1: さんいん
・県道285号→国道431号→山陰道または国道9号
- 経路3: よなご
県道47号→米子自動車道または国道181号→中国自動車道→国道53号

A-①地区 避難先：鳥取市
【避難経路】経路1
→【避難所】日進小学校 他29

A-②地区（渡町、中海干拓地、森岡町）避難先：鳥取市
【避難経路】経路3
→【避難所】鳥取市武道館 他13

A-②地区（夕日ヶ丘2丁目）避難先：鳥取市
【避難経路】経路1
→【避難所】青谷町体育館 他3

A-③地区（浜ノ町、大正町、松ヶ枝町、柴町、本町、末広町、相生町、日ノ出町、中町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、上道町、京町）避難先：鳥取市
【避難経路】経路1
→【避難所】湖南学園 他32

A-③地区（朝日町、入船町、東本町、東雲町、花町、岬町、昭和町、中野町、福定町）避難先：鳥取市
【避難経路】経路3
→【避難所】神戸地区公民館 他25

A-④地区（竹内町）避難先：鳥取市
【避難経路】経路1
→【避難所】谷地区公民館 他10

A-④地区（美保町、竹内団地、高松町）避難先：鳥取市
【避難経路】経路3
→【避難所】河原町コミュニティセンター 他5

A-④地区（誠道町、三軒屋町）避難先：岩美町
【避難経路】経路1
→【避難所】岩美北小学校体育館 他7

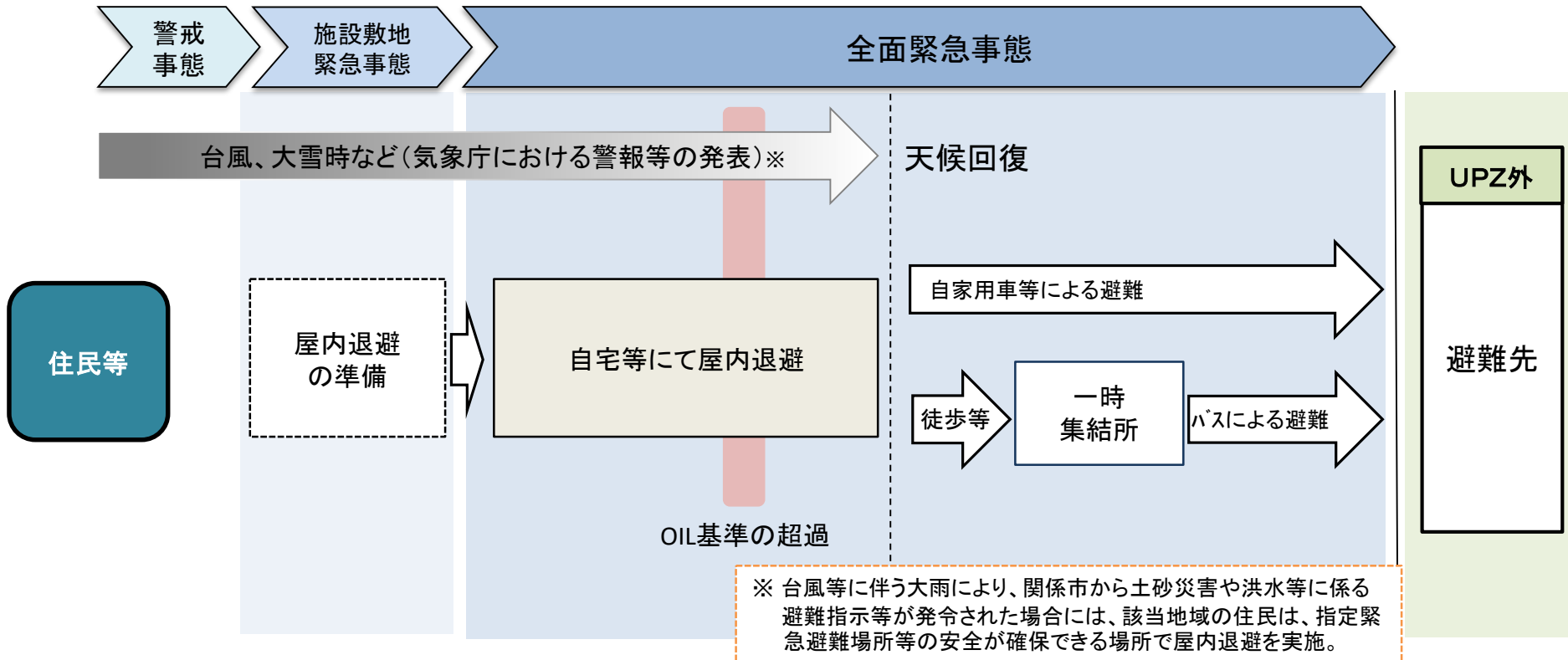
A-④地区（夕日ヶ丘1丁目、麦垣町）避難先：岩美町
【避難経路】経路3
→【避難所】若美町体育館 他5

A-④地区（新屋町、小篠津町、財ノ木町、佐斐神町、幸神町）避難先：八頭町
【避難経路】経路3
→【避難所】郡家西小学校体育館 他10

台風や大雪時などにおけるUPZ内の防護措置

- OIL基準の超過により一時移転等が必要な場合であっても、台風や大雪等により気象庁から警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

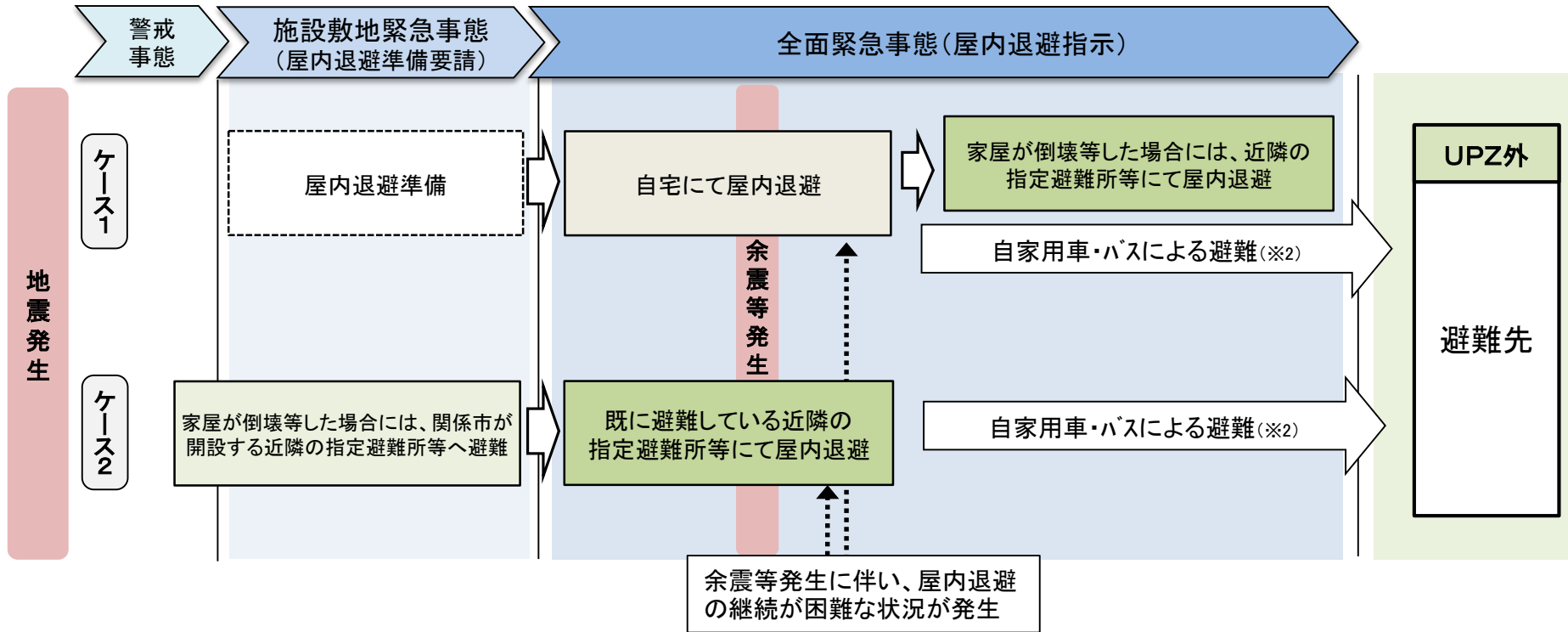
＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞ （外出をすることで命に危険が及ぶような場合）



自然災害等（地震等※₁）により屋内退避が困難となる場合のUPZ内の防護措置

- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため関係市が開設する近隣の指定避難所等への避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていいる中で余震等が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先し、関係市が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を実施。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び島根県・鳥取県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を実施。

<屋内退避中に余震等が発生し被害が激しくなった場合>



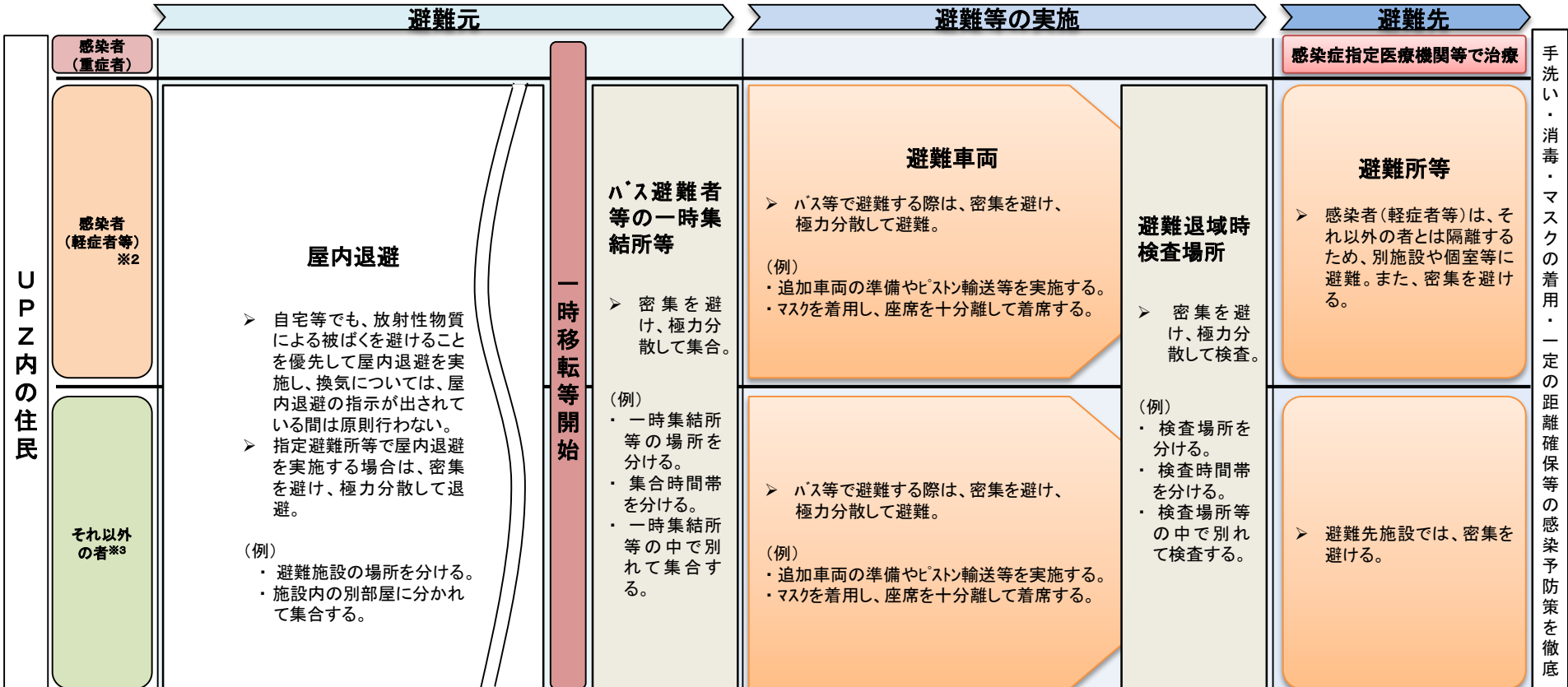
※1 津波災害時や土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※2 関係市が開設する近隣の別の指定避難所等で受入可能な場合には、当該避難所等へ移動し、そこで屋内退避を行う。

感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、関係市が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（UPZ）＞



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。